

平成 31 年 4 月 1 日
高岡市総務部管財契約課

工事・コンサルタント等の請負代金額の増額変更時における
契約保証金の取扱いについて

平成 31 年 4 月 1 日以降に新たに締結する工事・コンサルタント等の請負契約について、増額変更契約時の契約保証金の取扱いを下記のとおりとします。

記

1 契約保証金について

税込 500 万円以上の工事・コンサルタント等の請負契約を締結するにあたっては、受注者は請負代金額の 100 分の 10 に相当する契約保証金を納めることとされています。

2 増額変更契約時の契約保証金の納付について

【現行】

契約保証金額が、増額変更後の請負代金額の 100 分の 10 以上(千円未満切り上げ)となるよう増額変更。

【平成 31 年 4 月 1 日以降に新たに締結する契約】

当初契約時の請負代金額が 500 万円以上であって、増額変更を行う場合に、契約保証金の金額が、変更後の請負代金額の 100 分の 5 以下になるときは、契約保証金の金額を変更後の請負代金額の 100 分の 10 以上となるよう増額変更するものとする。

例) 当初請負代金額 10,000,000 円(契約保証金 1,000,000 円)で、2,000,000 円の増額変更を行う場合。

→ 当初の契約保証金 1,000,000 円は、増額変更後の請負代金額 12,000,000 円の 100 分の 5 (600,000 円)を上回るため、契約保証金の増納は不要。

※ なお、平成 31 年 3 月 31 日までに契約締結したものを 4 月 1 日以降に増額変更契約する場合には、従前どおりの取扱いとします。

担当：管財契約課契約係 TEL(0766)20-1384